

令和6年度 日野川用水土地改良区配水計画書

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、次のとおりとする。

八乙女頭首工 福井県南条郡南越前町八乙女12字赤岩地先(日野川右岸)

松ヶ鼻頭首工 福井県越前市向新保町46字上松ヶ鼻1番地先(日野川右岸)

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

八乙女頭首工

期 間		最大取水量	最大使用水量	年間総取水量
苗代期	3月26日から 4月25日まで	2.164m ³ /s	2.164m ³ /s	86,760,000m ³
代掻き期	4月26日から 5月20日まで	7.422m ³ /s	7.422m ³ /s	
普通期①	5月21日から 7月31日まで	7.037m ³ /s	7.037m ³ /s	
普通期②	8月1日から 9月25日まで	7.759m ³ /s	7.759m ³ /s	
普通期③	9月26日から 翌3月25日まで	2.067m ³ /s	2.067m ³ /s	

※豊水水利権の範囲内で稼働の許可を受けた日野川用水第2発電所は、普通期②において稼働を停止する。

松ヶ鼻頭首工

期 間		最大取水量	最大使用水量	年間総取水量
代掻き期	4月26日から 5月20日まで	3.121m ³ /s	3.121m ³ /s	49,100,000m ³
普通期①	5月21日から 7月31日まで	3.295m ³ /s	3.295m ³ /s	
普通期②	8月1日から 9月25日まで	3.475m ³ /s	3.475m ³ /s	
普通期③	9月26日から 翌4月25日まで	1.220m ³ /s	1.220m ³ /s	

第2章 各配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1配水系統図のとおり単区土地改良区受益地を一つのブロックとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 配水ブロックへの配水量及び配水期間は、頭首工の最大取水量、最大使用量、年間総取水量の範囲内において、近年の配水実績をもとに天候や営農状況を勘案し、管理ブロックの代表者の意向を反映して行うものとする。

(管理ブロックの代表者および連絡先)

第5条 管理ブロックの代表者および連絡先は別紙2のとおりとする。

(渇水対策)

第6条 出穂期以降の渇水が予想される場合には、稲の収穫までに最低限必要な水源である榊谷ダムの貯水量を確保するために、通水制限を行うものとし、制限の方法・期間等については、水管理調整委員会に諮った上で理事会が決定する。